

- 1 この訓令は、平成25年4月1日から施行する。
(統計表等に関する特別取扱いの経過措置)
- 2 この訓令の施行の際現に改正前の徴収事務規程（平成8年3月8日法務省刑総訓第196号大臣訓令）第70条の規定により徴収金に関する統計表等につきこれを庁別に区分しない取扱いを行っているものは、施行日に第70条第1項の規定により法務大臣の許可を受けた取扱いとみなす。

徴収事務規程書式例

目次

- 様式第1号 国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書
- 様式第2号 徴収金指揮印票
- 様式第3号 徴収金指揮印票（仮納付）
- 様式第4号 訴訟費用に関する通知書
- 様式第5号 納付告知書（甲）
- 様式第6号 納付書
- 様式第7号 納付告知書（乙）
- 様式第8号 督促状（甲）
- 様式第9号 督促状（乙）
- 様式第10号 裁判執行関係事項照会書（甲）
- 様式第11号 裁判執行関係事項照会書（乙）
- 様式第12号 徴収・収納済通知書
- 様式第13号 犯罪被害財産追徴金提出書
- 様式第14号 犯罪被害財産追徴金受領証書
- 様式第15号 徴収金保管簿
- 様式第16号 犯罪被害財産追徴金処分通知書
- 様式第17号 印紙納付書
- 様式第18号 納付済証
- 様式第19号 徴収命令書
- 様式第20号 強制執行手続依頼書
- 様式第21号 労役場留置執行指揮書
- 様式第22号 呼出状
- 様式第23号 収容状
- 様式第24号 収容状執行指揮取消書
- 様式第25号 労役場留置執行指揮取消書
- 様式第26号 労役場留置執行変更指揮書
- 様式第27号 労役場留置執行停止書
- 様式第28号 釈放指揮書
- 様式第29号 労役場留置執行停止取消書

- 様式第30号 労役場留置執行指揮通知書
- 様式第31号 労役場留置執行指揮取消・変更通知書
- 様式第32号 労役場留置執行終了等通知書
- 様式第33号 徴収停止処分書・徴収停止処分取消書
- 様式第34号 徴収不能決定書
- 様式第35号 訴訟費用予納金保管整理簿
- 様式第36号 訴訟費用予納に係る保管金提出書
- 様式第37号 予納金保管通知書
- 様式第38号 予納金保管替依頼書
- 様式第39号 予納金の保管に係る事件の結果通知書
- 様式第40号 徴収金執行指揮囑託書
- 様式第41号 徴収月表
- 様式第42号 徴収年表
- 様式第43号 納付義務者別未済金額調
- 様式第44号 印紙納付調査書
- 様式第45号 徴収金未済関係書類表紙

国選弁護人に係る報酬及び費用額算定申立書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁
検察官 検事

下記事件につき、訴訟費用の負担を命ずる裁判(第一審, 第二審, 上告審)に関して、総合法律支援法第39条第3項の規定に基づき国選弁護人に係る報酬及び費用の額の算定を申し立てる。

被告人氏名

年 月 日生(歳)

罪 名

裁 判

第一審 年 月 日 裁判所
事件番号 年()第 号

主 文

第二審 年 月 日 高等裁判所
事件番号 年()第 号

主 文

上告審 年 月 日 最高裁判所
事件番号 年()第 号

主 文

確 定 日 年 月 日

(確定事由)

- (注意) 1 「支援法」とは「総合法律支援法(平成16年法律第74号)」をいう。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

指揮印

徴収金指揮印票

検察庁

作成の日

年 月 日

調定番号	罪名 (件名)	氏 名	種 別	執行すべき金額 (労役場留置1日換算)	確定の日	備 考

訴訟費用に関する通知書

年 月 日

検察庁
検察事務官 殿

検察庁
検察事務官

下記のとおり訴訟費用について執行免除
たので、通知します。 があっ

記

- 1 氏 名 (年 月 日生 歳)
- 2 裁 判
 - 罪 名
 - 裁 判 所 裁判所
 - 裁 判 の 日 年 月 日
 - 刑 名 刑 期
- 3 上 訴
 - 被 告 人
 - 申 立 て の 日 年 月 日
- 4 免 除 申 立 関 係
 - 申 立 て の 日 年 月 日
 - 決 定 の 日 年 月 日 裁判所
 - 決 定 要 旨 等 決 定 要 旨
 - 取 下 げ の 日 年 月 日
 - 確 定 の 日 年 月 日
- 5 備 考 年 月 日 記録送付

(取扱者印)

(注意) 執行を免除する決定があったことを通知する場合には、その裁判書の謄本を添付すること。

納 付 告 知 書 （ 甲 ）											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(住所)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">殿</div> <p>(注意) 1 別添納付書を日本銀行本店，支店，代理店又は歳入代理店に持参し，現金を納付してください。なお，納付期限経過後は，別添納付書を使用して納付することはできません。</p> <p>2 右の納付期限内に納付しないときは，強制執行を受けることがあります。</p> <p>3 納付期限内に納付できない事情のあるとき，又は他の方法による納付を希望するときは，当庁まで連絡してください。</p>	納付すべきもの	罰金	科料	追徴	過料	没取	訴訟費用	費用賠償	民事納付金		
	納付金額			千	百	十	万	千	百	十	円
	納付期限						(1)				
	(2)						(1)				
(3)						取扱者					

- (注意) 1 (1)には，裁判年月日，裁判所及び裁判区分（判決，略式命令，即決裁判又は決定）を表示すること。
- 2 (2)には，告知年月日，所属庁名，官職（検察事務官）及び氏名を表示すること。
- 3 (3)には，徴収番号又は調定番号を表示すること。
- 4 民事納付金とは，民訴法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 徴収金が犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用であるときは，納付すべきもの欄中の費用賠償を○で囲み，余白に犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用であることを表示すること。
- 6 用紙の大きさ等は，様式第6号と同一にする。

④ 納付書・領収証書

(住所) (氏名) 殿 (注意) 1 金額欄の数字は訂正しないでください。 2 この納付書は3枚1組となっていますから、3枚とも納付場所に提出してください。	国庫金		第 _____ 号							
	平成※年度	一般会計	法務省主管(6077)							
	取扱庁名	検察庁	(第 _____ 号)							
	納付目的	A	B	C	D	E	F	G	H	
	納付金額			千	百	十	万	千	百	十
納付期限						上記の金額を領収しました。				
納付場所 日本銀行本店・支店・ 代理店又は歳入代理店						(領収日付印又は領収年月日、領収者名及び領収印)				
現金納付 (有価証券又は収入印紙による納付はできません。)										

④ 領 収 控

国 庫 金

第 号

平成※年度	一 般 会 計	法務省主管(6077)
取扱庁名	検察庁	(第 号)

(住所)

(氏名)

殿

納付金額			千		百		十		万			千		百		十	円
------	--	--	---	--	---	--	---	--	---	--	--	---	--	---	--	---	---

納付期限

納付場所 日本銀行本店・支店・
代理店又は歳入代理店

上記の金額を領収しました。
(領収日付印又は領収
年月日、領収者名及び
領収印)

④ 領 収 済 通 知 書

(住所) (氏名) 送付先	国庫金		第 号						
	平成※年度	一般会計	法務省主管(6077)						
	取扱庁名	検察庁	(第 号)						
	納付目的	A B C D E F G H							
	納付金額		千	百	十	万	千	百	十
納付期限		上記の金額を領収しました。							
納付場所		日本銀行本店・支店・ 代理店又は歳入代理店			(領収日付印又は領収 年月日、領収者名及び 領収印)				

処分番号 年 号

- (注意) 1 納付の目的欄のAは罰金, Bは料料, Cは追徴, Dは過料, Eは没取, Fは訴訟費用, Gは費用賠償(犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用を含む。), Hは民事納付金をそれぞれ表示するものとし, 事例に応じ, 該当符号を○で囲むこと。
- 2 用紙の大きさは, 各片ともおおむね縦11センチメートル, 横21センチメートルとし3枚複写式とする。
- 3 住所氏名欄は, 左端から2センチメートル, 上端から0.9センチメートルを超える部分に縦4.5センチメートル, 横8センチメートルの大きさに設けること。
- 4 取扱庁名欄の()内には, 歳入徴収官事務規程等の一部を改正する省令(昭和40年大蔵省令第67号)附則第4項の規定により日本銀行から通知を受けた取扱庁番号を表示すること。

納付告知書(乙)

年 月 日

住 所

氏 名 殿

検察庁
検察事務官

次のとおり検察官の命により告知します。

下記金額を下記納付期限までに納付してください。

納付すべき徴収金の種別及び金額				千	百	十	万	千	百	十	円
裁 判											
納 付 期 限	年 月 日										

- 1 上記金額を上記納付期限内に納付しないときは、強制執行を受けることがあります。
- 2 上記金額は、現金又は収入印紙(消印をしないでそのまま)で納付してください。
郵便切手、小切手では納付できません。
- 3 上記金額を納付するときは、この書面を持参し、当庁徴収担当に提出してください。なお、郵送による納付もできますが、その場合には、この書面を同封し、書留郵便にしてください。
- 4 当庁に納付された場合は、領収証書をお渡ししますので、必ず受け取ってください。なお、郵送で納付されたときは、当庁から領収証書を郵送します。

(徴収番号・調定番号 年第 号)(取扱者)

- (注意) 1 規程第14条第3項の場合には、その旨を明らかにすること。
2 裁判欄には、裁判年月日、裁判所及び裁判区分(判決、略式命令、即決裁判又は決定)を表示すること。
3 事例に応じ、不要の文字を削ること。

督 促 状 （甲）										
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(住所)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">(氏名)</div> <div style="text-align: right; margin-right: 20px;">殿</div> <p>(注意) 1 別添納付書を日本銀行本店、支店、代理店又は歳入代理店に持参し、現金を納付してください。なお、先に送付した納付書（納付期限が経過したもの）は、使用できません。</p> <p>2 右の納付期限内に納付しないときは、検察官において強制執行の手続をとります。罰金、科料を納付しない場合は検察官において労役場に留置する手続をとることがあります。</p>	納付すべきもの		罰金 科料		追徴 過料		没取 訴訟費用		費用 民事 賠償 納付金	
	納付金額		千 百 十		万 千 百 十		円			
	納付期限								(1)	
									(2)	
								(3)		取扱者

- (注意) 1 (1)には、裁判年月日、裁判所及び裁判区分（判決、略式命令、即決裁判又は決定）を表示すること。
- 2 (2)には、督促年月日、所属庁名、官職（検察事務官）及び氏名を表示すること。
- 3 (3)には、徴収番号又は調定番号を表示すること。
- 4 民事納付金とは、民法第303条第1項の納付金をいう。
- 5 徴収金が犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用であるときは、納付すべきもの欄中の費用賠償を○で囲み、余白に犯罪被害者等保護法第17条第1項の費用であることを表示すること。
- 6 用紙の大きさ等は、様式第6号と同一にする。

督促状(乙)

年 月 日

住 所

氏 名 殿

検察庁
検察事務官

次のとおり検察官の命により督促します。

下記金額が未納ですから, 下記納付期限までに納付してください。

納付すべき徴収金の種別及び金額				千	百	十	万	千	百	十	円
納 付 期 限	年 月 日										

上記納付期限内に納付しないときは, 検察官において強制執行の手続をとります。納付すべき徴収金が罰金, 科料の場合, これを納付しないときは, 検察官において労役場に留置する手続をとることがあります。

(徴収番号・調定番号 年第 号)(取扱者)

(注意) 事例に応じ, 不要の文字を削ること。

裁判執行関係事項照会書(甲)

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

裁判執行のため必要があるので, 下記事項につき至急回答願いたく,
刑事訴訟法第507条
非訟事件手続法第121条第3項によって照会します。
民事訴訟法第189条第3項

記

(徴収番号・調定番号 年 第 号)(照会庁取扱者印)

(注意) 事例(根拠条文については, 徴収金の種別)に応じ, 不要の文字を削ること。

(徴収事務用)

回 答 書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

印

照会書記載の事項について、下記のとおり回答します。

記

(回答庁取扱者印)

裁判執行関係事項照会書(乙)

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記徴収金は未納であるので、速やかに完納するよう諭示され、
刑事訴訟法第507条
回答書記載の照会事項について至急回答願いたく、非訟事件手続法第121条第3項
民事訴訟法第189条第3項
によって照会します。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁 判 の 日

種別及び金額

裁判所

年 月 日

2 備 考

(徴収番号・調定番号 年第 号)(照会庁取扱者印)

(注意) 事例(根拠条文については、徴収金の種別)に応じ、不要の文字を削ること。

(徴収事務用)

回 答 書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

印

下記のとおり回答します。

記

- 1 所持金の有無及び金額
- 2 本人に支給すべき作業報奨金の計算高
- 3 納付の方法
- 4 本人に代わり納付すべき者があるときはその者の住居, 氏名, 本人との続柄
- 5 刑期終了の日 年 月 日
- 6 釈放後の帰住先
- 7 参考事項

(回答庁取扱者印)

徴収・収納済通知書									
(住所)				第 号					
	一般会計			法務省主管					
(氏名)	(項)								
	(目)								
	殿	納付金額	千	百	十	万	千	百	十
(1) 上記の金額収納されたい。				(2) 上記の金額収納したから通知する。 ・同日同庁収入官吏					
(3) 徴収主任 収入官吏 殿				 検察官 殿					
検察官印	徴収主任印	徴収事務 取扱者印	収納事務 取扱者印	処分番号					

- (注意) 1 郵送のものについては，必要に応じ，納付義務者の住所を表示すること。
- 2 納付義務者でない者が納付したときは，その者の氏名及び住所を表示すること。この場合には，納付義務者の住所の表示は要しない。
- 3 (項)，(目)欄には，歳入科目を表示すること。ただし，(目)欄には，徴収金の種別を表示すれば足りる。
- 4 (1)には，徴収番号又は調定番号を表示すること。
- 5 (2)には，徴収金の種別及び現金，証券，郵送，持参の区分を表示すること。ただし，(目)欄に徴収金の種別を表示したときは，徴収金の種別の表示は要しない。
- 6 (3)には，収納年月日及び所属庁名を表示すること。
- 7 用紙の大きさは，現金領収証書の大きさと同一にすること。

犯罪被害財産追徴金提出書

年 月 日提出

検 察 官 検 事

提 出 者

住 居
氏 名

被 告 人

罪 名

現 金

¥

受 入 れ の 日

年 月 日

事 項

保 管 法 令

刑 事 訴 訟 法 第 4 9 0 条

種 目

犯 罪 被 害 財 産 追 徴 金

徴 収 番 号 又
は 調 定 番 号

年 第 号

徴収主任印

出納官吏印

- (注意) 1 郵送のものについては、必要に応じ、納付義務者の住所を提出者欄に記載すること。
 2 納付義務者でないものが納付したときは、その者の氏名及び住所を提出者欄に記載すること。
 この場合には、納付義務者の住所の記載は要しない。

犯罪被害財産追徴金受領証書

徴収番号・調定番号 年 第 号

金

ただし犯罪被害財産追徴金として

上記金額を領収しました

年 月 日

検察庁 歳入歳出外現金出納官吏

印

検察庁
検察官 検事

殿

（注意） 事例に応じ，不要の文字を削ること。

（用紙 日本工業規格A4）

犯罪被害財産追徴金処分通知書

年 月 日

検察庁
歳入歳出外現金出納官吏 殿

検察庁
検察官 検事

現在保管中の下記犯罪被害財産追徴金について次のとおり処分されたい。

記

- 1 被告人氏名
- 2 罪 名
- 3 受入れの日 年 月 日
- 4 徴収番号・調定番号 年 第 号
- 5 犯罪被害財産追徴金の金額 円
- 6 処分内容
 - ・ 給付資金として保管 円
 - ・ 歳入編入 円

(取扱者印)

(注意) 事例に応じ，不要の文字を削ること。

No. _____					
印 紙 納 付 書					
検察官印		徴収主任印		徴収担当事務官印	
種 別		徴収番号又は調定番号		年 第	号
金 額		円	氏名		
(年 月	日収納)			

本紙の金額 円

- (注意) 1 納付義務者でない者が納付したときは，その氏名及び関係を氏名欄に付記すること。
 2 消印を正確にし，二重にしないこと。
 3 継続用紙を使用したときは，徴収担当事務官において契印すること。
 4 規程第16条第2項の場合において一部納付願を徴さないときは，上部欄外に一部納付の旨を表示すること。

No. _____

印 紙 納 付 書

本紙の金額

円

納 付 済 証 (原 符)		No. _____
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">(住所)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">(氏名) 殿</div>	調定番号	
	徴収金の種別	
	持参の別 郵送	
<div style="border: 1px solid black; width: 30%; margin: 10px auto; height: 20px;"></div> <p>上記の金額を収入印紙をもって受領しました。</p> <p>(1)</p>		
徴 収 主 任 検 察 事 務 官		処分番号 _____

- (注意) 1 この様式には、一連番号を付し、徴収主任において保管する。
2 持参によるときは、住所の表示を省略することができる。
3 (1)には、収納年月日及び所属庁名を表示すること。
4 用紙の大きさ等は、様式第6号と同一にし、2枚複写とする。

納 付 済 証

No. _____

(住所)

(氏名)

殿

調定番号	
徴収金の 種 別	
持参の別 郵 送	

上記の金額を収入印紙をもって受領しました。

徴 収 主 任 検 察 事 務 官

徴収命令書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記確定裁判につき、徴収を命令する。

氏 名 (年 月 日生 歳)
住 居

記

1 裁 判

罪名 (件名)

裁 判 所

裁 判 の 日

確 定 の 日

裁判所

年 月 日

年 月 日

2 執行すべき徴収金の種別及び金額

3 備 考

年 月 日 時効期間満了

(調定番号 年 第 号) (取扱者印)

(注意) 相続財産又は合併の後存続する法人若しくは合併によって設立された法人に属する財産について強制執行をするときは、備考欄にその旨を明らかにした上、必要な資料を添付すること。

強制執行手続依頼書

年 月 日

法務局長 殿

検察庁
検察官 検事

次の者は、別紙 本のおり裁判が確定したものであるところ、下記の徴収金を納付しないから、につき強制執行の手続をとられたく、関係書類を添付して依頼します。

氏 名 (年 月 日生 歳)
住 居

記

1 裁判

罪名(件名)

裁判所

裁判所

裁判の日

年 月 日

確定の日

年 月 日

2 執行すべき徴収金の種別及び金額

3 添付書類 1 徴収命令書

4 備考 事務担当者 当庁 事務官
電話 内線

(調定番号 年第 号)(取扱者印)

(注意) 裁判書又は裁判を記載した調書の謄(抄)本を添付し、別紙の次にその区分を記載すること。

労役場留置執行指揮書

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

次の者に対し別紙 本のとおり裁判が確定したから，下記のとおり直ちに労役場留置の執行をされたい。

おって，執行終了，仮出場又は執行停止の場合は，別添の労役場留置執行終了報告書に所定の事項を記入して速やかに報告されたい。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

- 1 執行すべき労役場留置日数
- 2 労役場留置1日の換算金額
- 3 確定の日 年 月 日
- 4 労役場留置執行起算日 年 月 日
- 5 備考 調定番号 年第 号
年 月 日時効期間満了

(取扱者印)

- (注意) 1 裁判書又は裁判を記載した調書の謄(抄)本を添付し，別紙の次にその区分を記載すること。
2 刑法第18条第5項の期間内に執行を指揮する場合には，労役場留置承諾書を添付すること。
3 納付すべき金額の一部が納付されている場合又は収容状を執行した日数を通算する場合は，備考欄にそれぞれその旨を記載すること。

労役場留置執行終了報告書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

印

下記のとおり労役場留置の執行を終了したので、報告します。

記

- 1 氏 名 (年 月 日生 歳)
- 2 執行すべき労役場留置日数
- 3 執行指揮の日 年 月 日
- 4 執行起算日 年 月 日
- 5 執行変更指揮の日 年 月 日
- 6 執行した労役場留置日数
- 7 執行終了の日 年 月 日
- 8 備 考 調定番号 年第 号

(取扱者印)

(注意) 労役場留置執行変更指揮のあった場合、収容状を執行した日数を通算した場合又は仮出場若しくは労役場留置の執行停止により釈放した場合には、備考欄にそれぞれその旨を記載すること。

呼 出 状

年 月 日

住 所

氏 名 殿

検察庁
検察官 検事

貴殿は、次の を未納のため、労役場に留置するから、下記により出頭されたい。

出頭できないときは、その理由を通知すること。

罪 名	
裁 判 所	裁判所
裁 判 の 日	年 月 日
確 定 の 日	年 月 日
刑 名 金 額	

記

- 1 出頭すべき日時 年 月 日 午 時から 午 時まで
- 2 出頭すべき場所 当 庁
交通の便
- 3 持参すべきもの この呼出状

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

(注意) 交通の便については、各庁の実情に応じて記載すること。

(用紙 日本工業規格A4)

収 容 状

年 月 日

検察庁
検察官 検事

次の者を下記の刑の執行のため收容する。

氏 名 (年 月 日生 歳)
職 業
本 籍

住 居

記

1 裁 判

罪 名
裁 判 所
裁 判 の 日
確 定 の 日
刑 名 金 額

裁判所
年 月 日
年 月 日

2 時効期間満了の日

年 月 日

3 引致すべき官署

検察庁

4 執行した日時

年 月 日 午 時 分

5 執行した場所

6 執行することができなかつたときは，その事由

7 取扱者の官公職氏名

(発付番号 年第 号) (調定番号 年第 号)
(取扱者印)

(裏)

参 考 事 項

(注意) 参考事項の欄は、本人が立ち回ると思われる場所、身体の特徴等本人の発見に参考となると考えられる事項を記載すること。

収容状執行指揮取消書

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

下記のとおり収容状の執行を指揮したが、年 月 日執行すべき金額の全部について納付があったから、同執行指揮を取り消す。

おって、さきに送付した収容状は、速やかに返戻されたい。

記

- 1 氏 名 (年 月 日生 歳)
- 2 裁 判
罪 名
裁 判 所 裁判所
裁判の日 年 月 日
確定の日 年 月 日
- 3 執行すべき徴収金の種別及び金額
- 4 収容状執行指揮の日 年 月 日
- 5 備 考

(発付番号 年第 号) (調定番号 年第 号)
(取扱者印)

労役場留置執行指揮取消書

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

下記のとおり労役場留置の執行を指揮したが、年 月 日執行すべき金額の全部について納付があったから、同執行指揮を取り消す。おって、さきに送付した労役場留置執行指揮書は、速やかに返戻されたい。

記

- 1 氏 名 (年 月 日生 歳)
- 2 執行すべき労役場留置日数
- 3 労役場留置1日の換算金額
- 4 確定の日 年 月 日
- 5 労役場留置執行指揮の日 年 月 日
- 6 備 考

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

労役場留置執行変更指揮書

年 月 日

殿

検察庁

検察官 検事

下記のとおり労役場留置の執行を指揮したが，年 月 日
直ちに釈放されたい。
金 円の納付があったから，執行すべき労役場留置日数から 日
を控除した日数につき労役場留置を執行されたい。

記

- 1 氏 名 (年 月 日生 歳)
- 2 執行すべき労役場留置日数
- 3 労役場留置1日の換算金額
- 4 確定の日 年 月 日
- 5 労役場留置執行指揮の日 年 月 日
- 6 備 考

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

(注意) 事例に応じ，不要の文字を削ること。

労役場留置執行停止書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記の労役場留置の執行は、刑事訴訟法第 条第 号
により 年 月 日から まで停止する。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁判所

裁判の日

年 月 日

確定の日

年 月 日

種別、金額及び留置日数

2 労役場留置執行指揮の日

年 月 日

3 労役場留置執行始期

年 月 日

4 執行刑事施設

5 労役場留置執行状況

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

釈放指揮書

年 月 日

殿

検察庁
検察官 検事

次の者を下記事由により直ちに釈放されたい。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

- | | | |
|---|---------|----------------|
| 1 | 罪 名 | |
| 2 | 釈 放 事 由 | 労役場留置執行停止 |
| 3 | 添 付 書 類 | 労役場留置執行停止書謄本1通 |
| 4 | 備 考 | |

(調定番号 年第 号)(取扱者印)

労役場留置執行停止取消書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記の労役場留置執行停止は、その事由がなくなったので、取り消す。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁判の日

確定の日

種別、金額及び留置日数

裁判所

年 月 日

年 月 日

2 労役場留置執行始期

年 月 日

3 労役場留置執行停止

停止の日

年 月 日

事 由

刑事訴訟法第 条第 号

釈放の日

年 月 日

釈放刑事施設

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

労役場留置執行指揮通知書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁
検察事務官

次の者は、
被告事件につき、貴裁判所に係属中のと
ころ、同人に対し 年 月 日下記のとおり労役場留置の執行指揮がな
されたので、通知します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)

記

- | | |
|------------|-------|
| 1 裁 判 | |
| 罪 名 | |
| 裁 判 所 | 裁判所 |
| 裁 判 の 日 | 年 月 日 |
| 確 定 の 日 | 年 月 日 |
| 種別及び金額 | |
| 2 労役場留置の始期 | 年 月 日 |
| 3 労役場留置日数 | |
| 4 執行刑事施設 | |

(取扱者印)

労役場留置執行指揮
取消
変更
通知書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁
検察事務官

次の者は、 被告事件につき、貴裁判所に係属中のところ、
同人に対し下記のとおり労役場留置の執行指揮がなされた旨通知したところである
が、 年 月 日 全 額
金 円 が納付されたので、

同執行指揮を取り消す
直ちに釈放されたい

執行すべき労役場留置日数から、 日を控除した日数につき、労役場留置を
執行されたい

旨の指揮がなされたので、通知します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁 判 の 日

確 定 の 日

種別及び金額

裁判所

年 月 日

年 月 日

2 労役場留置の始期

年 月 日

3 労役場留置日数

4 執行刑事施設

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

労役場留置執行終了等通知書

年 月 日

裁判所 殿

検察庁
検察事務官

次の者は、
被告事件につき、貴裁判所に係属中のところ、
同人に対し下記のとおり労役場留置の執行指揮がなされた旨通知したところ
その執行が終了した
であるが、
年 月 日、刑法第30条第2項による仮出場が許された
労役場留置の執行停止がなされた
ので通知します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁 判 の 日

確 定 の 日

種別及び金額

裁判所

年 月 日

年 月 日

2 労役場留置の始期

年 月 日

3 労役場留置日数

4 執行刑事施設

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

(注意) 事例に応じ、不要の文字を削ること。

徴収停止処分書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記の裁判の執行は、規程第38条第1項第 号
により 年 月 日から まで徴収を停止する。

氏 名 (年 月 日生 歳)

記

1 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁 判 の 日

確 定 の 日

種別及び金額

裁判所

年 月 日

年 月 日

2 時 効

年 月 日時効完成

3 備 考

徴収停止処分取消書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

上記徴収停止処分は、 につき規程第39条により取り消
す。

(調定番号 年第 号)(取扱者印)

- (注意) 1 疎明資料を添付すること。
2 事例に応じ、不要の文字を削ること。

徴収不能決定書

年 月 日

検察庁
検察官 検事

下記のとおり徴収不能と決定する。

記

1 氏 名 (年 月 日生 歳)

2 裁 判

罪 名

裁 判 所

裁 判 の 日

確 定 の 日

種別及び金額

裁判所

年 月 日

年 月 日

3 徴収不能事由

4 備 考

(調定番号 年第 号) (取扱者印)

(表)

訴訟費用予納金保管整理簿					
進行番号					
予納年月日	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
主任検察官					
事件番号					
罪名(件名)					
被告人・被疑者氏名					
訴訟費用予納額	円	円	円	円	円
検察官印					
歳入歳出外現 金出納官吏印	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
訴訟費用の負担若 しくは免除に係る 判決又は決定の日 及びその要旨	年月日 負担・免除 円	年月日 負担・免除 円	年月日 負担・免除 円	年月日 負担・免除 円	年月日 負担・免除 円
予納金に 係る処分 要旨	検察官印				
	処分	年月日 (訴訟費用として歳入編入) 円	年月日 (訴訟費用として歳入編入) 円	年月日 (訴訟費用として歳入編入) 円	年月日 (訴訟費用として歳入編入) 円
	返還を通知	円	円	円	円
	保管替	円	円	円	円
歳入徴収官印	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
歳入歳出外現 金出納官吏印	年月日	年月日	年月日	年月日	年月日
徴収番号					
備考					

(注意) 事例に応じ、該当文字を○で囲むこと。

(裏)

年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
円	円	円	円	円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日 負 担・免 除 円	年 月 日 負 担・免 除 円	年 月 日 負 担・免 除 円	年 月 日 負 担・免 除 円	年 月 日 負 担・免 除 円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
(訴訟費用として歳入編入) 円	(訴訟費用として歳入編入) 円	(訴訟費用として歳入編入) 円	(訴訟費用として歳入編入) 円	(訴訟費用として歳入編入) 円
(返還を通知) 円	(返還を通知) 円	(返還を通知) 円	(返還を通知) 円	(返還を通知) 円
(保管替) 円	(保管替) 円	(保管替) 円	(保管替) 円	(保管替) 円
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日

訴訟費用予納に係る保管金提出書

年 月 日提出

提出者 住所
氏名

被疑者又は被告人

罪 名

現金 (保管金領収証書)

¥

受入れの日 年 月 日

事項 保管法令 刑事訴訟法第500条の2

種 目 訴訟費用概算額予納金

通知受領 年月日	摘 要	支 払 高	残 高	支 払 年月日
年 月 日		円	円	年 月 日
年 月 日				年 月 日
年 月 日				年 月 日

事件番号 (地方) 年 検第 号
区

訴訟費用予納
金保管整理簿
進行番号 年 第 号

備 考

出納官吏印

予納金保管通知書

年 月 日

検察庁
徴収主任

殿

検察庁
徴収主任

次の者に対する 被告事件につき、下記のとおり刑事訴訟法第500条の2の規定に基づく訴訟費用の概算額の予納がなされているので、通知します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)

記

- 予納金
金額 円
予納年月日 年 月 日
- 保管検察庁 検察庁
- 備考
当庁訴訟費用予納金保管整理簿 年第 号

(取扱者印)

(注意) 訴訟費用予納に係る保管金提出書の写しを添付すること。

予納金保管替依頼書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

検察庁
検察官 検事

年 月 日付け 予納金保管通知書により
通知のあった下記事件に係る訴訟費用の概算額の予納金について、当庁宛てに保管
替をされたく依頼します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)
記

1 予 納 金
金 額 円
予納年月日 年 月 日

2 保管検察庁 検察庁

3 備 考
貴庁訴訟費用予納金保管整理簿 年第 号

(取扱者印)

(注意) 予納金保管通知書の写しを添付すること。

予納金の保管に係る事件の結果通知書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

検察庁
検察官 検事

年 月 日付け 予納金保管通知書により通知の
あった下記事件について 訴訟費用の負担を命ずる裁判がなされなかった
訴訟費用の全部について、その裁判の執行の免除を受けた
ので通知します。

被告人氏名 (年 月 日生 歳)

記

1 予納金

金額 円

予納年月日 年 月 日

2 保管検察庁 検察庁

3 備考

貴庁訴訟費用予納金保管整理簿 年第 号

(取扱者印)

- (注意) 1 事例に応じ、不要の文字を削ること。
2 予納金保管通知書の写しを添付すること。

徴収金執行指揮嘱託書

年 月 日

検察庁
検察官 検事 殿

検察庁
検察官 検事

次の者に対する下記裁判を直ちに執行指揮されたく嘱託します。

氏 名 (年 月 日生 歳)
住 居

記

- 1 罪 名
- 2 裁 判
第一審 年 月 日 裁判所
第二審 年 月 日 高等裁判所
上告審 年 月 日 最高裁判所
確定の日 年 月 日
- 3 執行すべき徴収金の種別及び金額
- 4 労役場留置1日の換算金額
- 5 労役場留置日数
- 6 添付書類
- 7 備 考 調定番号 年第 号

(取扱者印)

- (注意) 1 本書には裁判書又は裁判を記載した調書の謄(抄)本及び関係資料を添付すること。
また、訴訟費用については、その内訳明細書を作成し添付すること。
2 転嘱又は返嘱の場合は、標題の右に()を付してその旨を表示すること。
3 時効中断の事由等があるときは、その要旨を備考欄に記載すること。

徴 収 月 表

種 別	徴 収 す べ き 金 額			処		
	繰 越 分	本 月 分	計	日 銀 納 付	現 金	
罰 金	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
科 料	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
追 徴	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
過 料	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
没 取	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
訴 訟 費 用	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
費 用 賠 償	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
民 事 納 付 金	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		
合 計	本 月 分	件 数				
		金 額				
	累 計	件 数	/	/		

年 月 日

検 察 庁

徴 収 三

- 注意
- 繰越分が訂正によって前月分の徴収月表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒書し、減額は：
 - 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。

種 別		年度 徴 収 すべき 金 額			徴 収 処	
		繰 越 分	本 年 度 分	計	日 銀 納 付	現 金 収 納
罰 金	件 数					
	金 額					
科 料	件 数					
	金 額					
追 徴	件 数					
	金 額					
過 料	件 数					
	金 額					
没 取	件 数					
	金 額					
訴 訟 費 用	件 数					
	金 額					
費 用 賠 償	件 数					
	金 額					
民 事 納 付 金	件 数					
	金 額					
合 計	件 数					
	金 額					

年 月 日

検 察 庁

- 注意
- 繰越分が訂正によって前年度の徴収年表の徴収未済額と符合しない場合には、外数として増額は黒書き、減額は赤字で表示すること。
 - 現金収納欄には、現金又は証券により収納した件数及び金額を計上すること。
 - 処分済金額欄の件数には、全額納付（一部納付により完納された場合を含む。）されたものを計上し、一部納付ただし、仮納付金の一部納付については全額納付されたものとして計上すること。
 - 民事納付金とは、民訴法第303条第1項の納付金をいう。
 - 未済金額欄には、徴収停止処分がなされているものを（ ）を付し内数として計上すること。

印 紙 納 付 調 査 書

年 月分

検 察 庁

検察庁 の長印	種 別	件 数	金 額							徴 収 主任印	備 考	
			千	百	十	万	千	百	十	円		
	罰 金											
	科 料											
	追 徴											
	過 料											
	訴訟費用											
	計											

様式第45号(規程第69条)

徴収金未済関係書類表紙

種 別

調定番号

年第

号

氏 名